

ゴビンダ通信

No 21

発行：無実のゴビンダさんを支える会

事務局

Justice for Govinda

-Innocence Advocacy Group

May.1.2005

ゴビンダさんが再審請求！！

「もう一度、裁判官に会って無実を訴えたい」

3月24日、ゴビンダさんと弁護団は「無罪を言い渡すべき明らかな新証拠がある」として東京高裁第4刑事部（仙波厚裁判長）に再審請求しました。

現在横浜刑務所で服役中のゴビンダさんは、1997年3月23日の別件逮捕以来、捜査段階や公判を通じ一貫して無実を主張。犯行と結びつく物証は皆無で、「状況証拠」もきわめて曖昧。一審東京地裁は、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則どおり無罪判決を言い渡しました。ところが本来ならこの時点で釈放され、故国へ送還されるはずのところ、検察の強引な要請で再勾留され、二審東京高裁で逆転有罪。最高裁の上告棄却により無期懲役刑が確定しました。

今回、弁護団が新証拠として提出したのは、現場に残されていたゴビンダさんの体液が事件当日より10日以上も前のものであることを示す法医学の専門家による鑑定書。これが採用されれば、有罪認定の証拠構造はまったく覆ります。弁護団はこの新証拠にもとづき裁判所に事実調べを行うよう要求し、被害者のバッグの取っ手についている犯人のDNAを最新の方法で鑑定するため検察に証拠開示を求めていく方針です。

再審請求の前日、本人の最終意思確認のため横浜刑務所を訪れた神田安積弁護士に、ゴビンダさんは「もう一度、裁判官に会いたいです。私は何も悪いことしていないのだから、再審の途中で裁判官に会えるチャンスがあるなら、直接、私は無実だと訴えたい。たとえ仮釈放が遅れることがあっても、やってないものはやってないのだから、少しでも可能性に賭けたい」と言ったそうです。

国民救援会の山田善二郎会長は、「ゴビンダ事件について裁判所は非常に大きな過ちを犯している。一つは、刑事訴訟法の規定に反する無罪勾留。二つめは、一審が「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の原則に従って無罪にした者を、二審がこの原則をふみにじって逆転有罪にしたこと。これは裁判所が冤罪をつくってしまったという事で、私たちはこのような暴挙を断じて許せない。裁判所が真実の立場に立つよう世論の高揚を喚起して一日も早くゴビンダさんを私達の手に取り戻すよう頑張りたい」と記者会見で発言されました。

この再審請求をひとつの区切りとして、私たちの支援活動も新たな局面を迎えました。全力をあげて再審弁護団をバックアップし、勝利の日まで獄中のゴビンダさんとネパールのご家族を支え続けましょう。ゴビンダさん解放のため、そして全ての冤罪に泣く方々のためにも、再審の扉をこじあげ、再審制度が真の意味で誤判からの救済たることを証明しようではありませんか。

★4/3支援集会～竹澤哲夫弁護士の特別講演より～

『疑わしきは請求人の利益に』を鉄則に！

3月24日にゴビンダさんが再審請求をしたということで、今日は「再審の意味と現状」という内容でお話します。

再審制度とは「確定した有罪判決をもう一度見直してください」という裁判上の手続きです。つまり、「たとえ確定しても、私は無実なのだ！」という場合に残された、誤った有罪認定からの救済制度です。とはいえ極めて限られた狭い門でしかありません。一番問題になるのが刑事訴訟法435条6号に規定されている「明らかな証拠を新たに発見したとき」という条文です。誤っているから見直してくれというなら、よほどの証拠を持ってこいというわけで、無罪の立証責任を請求人が負う訳ですから、これはなかなか大変なことです。しかも、どういものを持って行っても、裁判所は撥ね付けて確定した有罪判決にしがみつき、再審の扉を開けようとしません。ですから「ラクダが針の穴を通るよりむずかしい」とよく言われるのです。

戦後60年の裁判の中で多くの冤罪事件があります。その冤罪事件の「開かずの扉」をこじ開けるきっかけになったのが、最高裁白鳥決定(1975.5.20)です。

白鳥決定の画期的な点は、「再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生じさせれば足りる」「新証拠と他の全証拠を総合的に評価して判断すべきである」との基準を最高裁が示したことにあります。つまり、それまでの「疑わしきは確定判決の利益に」ではなく、「疑わしきは請求人の利益に」という刑事裁判の鉄則が再審開始にも適用されるようになったのです。

白鳥決定により再審開始に一つの転機が訪れ、再審請求における審判の流れが変わりました。溜まりに溜まっていたいくつかの冤罪事件、とりわけ熊本の免田事件、仙台の松山事件、静岡の島田事件、香川の財田川事件などの死刑確定4事件が再審無罪になり、死刑台からの生還を果たすことが出来たのです。

ところが、刑事裁判の鉄則に従わない勢力が今でも裁判所の中にいるんです。ゴビンダさんの事件もそうです。本来なら一審無罪の被告人に対して有罪の心証を持ったなら、二審は一審に差し戻すべきなのです。「原判決を破棄する時は判決で原裁判所に差し戻さなければならない」(刑訴法400条)というのが法律上の規定で、直ちに有罪判決をしてはいけません。高裁でこれをやられると、憲法違反しか上告理由がなくなり、被告人はきわめて不利な状況に置かれてしまいます。

白鳥決定からちょうど30年目の今年、再審のスタートをきったゴビンダさんの裁判は、一審で無罪、二審で逆転有罪、そして最高裁で上告棄却という厳しいせめぎ合いでした。この再審も決して楽な戦いではありませんが、優秀な再審弁護団と「支える会」の協力により、「開かずの扉」をこじあけるための戦いが、必ずや前進するものと信じています。

再審の戦いは、たとえて言うなら、第一走者から第何走者までアンカーのいない駅伝のようなもの。これがゴールだということはないのだけれど、次々とタスキを引き継ぎながら、長い戦いを戦い抜いてもらいたい。果てしなく遠い道程ですが、私も皆様の戦いにエールを送りたいと思います。

(HK)

*以上、30分間の講演を要約したものです

学習会のお知らせ

日時	6月11日(土)午後3時から5時
場所	渋谷区立勤労福祉会館
テーマ	「DNA鑑定って、どんなもの?～足利事件を題材にして」
講師	松本恵美子弁護士 (足利事件再審弁護団)

★お母さんとラダさん来日

4月13日～20日、ゴビンダさんのお母さんチャンドラ・カラ・マイナリさん（72）と妻のラダ・マイナリさん（32）が「支える会」の招きで来日しました。お母さんにとっては、ゴビンダさんが出稼ぎのため故郷のイラムを離れてから、じつに12年ぶりの再会です。初日の面会で、お母さんはゴビンダさんの顔を見たとき、長い間、おさえにおさえてきた感情がIPPENに堰を切ったようになり、声を上げて泣いてしまったそうです。ゴビンダさんとラダさんが、「泣かないで。泣いてると話をする時間がなくなる」となだめて泣きやませたものの、1時間におたる面会の間中、お母さんはゴビンダさんに対して体を斜めにして座り、正面から顔をあわせないようにして話していた（また泣いてしまいそうなのをがまんしていた）とのこと。

会話の内容としては、まずゴビンダさんが、お母さんの体調を気遣い、子どもたちのこと、家族の様子、友人や知人の消息、暮らしぶりや家計のことなどをたずね、お母さんとラダさんが刑務所での生活や作業のことなどをたずねるといふ具合。再審請求したことについて、「かえって刑期が長びくのでは」というお母さんとラダさんの心配に対して、ゴビンダさんは、「でもやってないものはやってないのだから、どうしても再審したい。つい先日名張の再審開始決定が出るなど、きびしい状況ではあるが絶望的ではない。自分は希望を持っている」と言っていたとのこと。

1時間の面会后、お母さんは「このような状況で息子と会うのはつらい。それでもやはり会えてよかったと思っている。来日を実現させてくださった支援者のみなさんには本当に感謝している」として、次のように語られました。

「12年前の2月、ゴビンダが『これから日本に働きに行ってきます』とあいさつに来た。『若い頃、外の世界を見るのはよいことだが、妻子もいるのだから（まだ結婚して2年しかたっていない）、あまり長くないよう。体に気をつけて行ってきなさい』と送り出した。それがまさかこんな長い別れになってしまうとは、思ってもみなかった。事件発覚から15日後、ネパールの新聞に息子が逮捕されたという記事が出た。事件について詳しいことは何もわからず、驚きと悲しみで、ただ泣くしかなかった。その後、佐野さんがイラムまで取材に訪ねてみえたり、さらに姉のウルミラが緊急渡日して本人に小菅で面会して、ようやく事件の内容を知った。しかし国内ならまだしも遠い外国のこと、まったくくすすすもなく、言うべきことばも持たず、ただ毎日泣き続けた。どれほど泣いたかわからない。あんまり泣きすぎて目もよく見えなくなってしまった。ゴビンダは、子供の頃から争いごとを好まない穏やかな性格で、誰かとトラブルを起こすことなど、いっさいなかった。酒も飲まないし、親に心配かけるようなことは全くなかった。このような犯行をやるなど、絶対にありえない。再審について専門的なことはわからないが、息子が一番で無罪だったということ、裁判官はよく考えていただきたい」。

1週間の滞在中4回の面会、支援者との交流、弁護士との面談などを終え、お母さんとラダさんは後ろ髪を引かれる思いで帰国の途につかれました。

「どんなにゴビンダのことを愛していても、私たち家族は遠く離れていて何もしてやることはできません。日本のみなさん、どうかゴビンダのことをよろしく頼みます。一日も早く無罪になって国に帰れるよう、助けてやってください」と言い残して・・・（客野）

「第15回裁判勝利をめざす全国交流集会」参加報告

4月24～25日に静岡県伊東市で行われた「第15回裁判勝利をめざす全国交流集会」に、事務局の客野さん、今井さんとともに参加してきました。ゴビンダさんを支える会からは今回が初めての参加です。この交流集会は日本国民救援会、全労連、自由法曹団の共催で、今年は30都道府県から192名（主催者側スタッフ含む）が参加し、56事件の当事者・支援者が一堂に会しました。話にだけ聞いていた事件の当事者や、何年も支援活動を続けていらっしゃる方々と、直接顔を合わせ、生の声を聞いたことが何よりの収穫です。

初日の全体会では主催者・来賓の挨拶に続き、大阪・関西航業争議団のたたかい三重・名張毒ぶどう酒事件の再審のたたかい 東京・葛飾マンションビラ配布弾圧事件のたたかいについて報告がありました。名張の事件については4月5日に再審開始決定が出たので、冒頭でひときわ大きな拍手が沸き起こりました。その後、小田中聰樹専修大学教授による「憲法改悪の動きの中での言論弾圧事件の狙い」と題した記念講演があり、分科会に移りました。

分科会は6つあり、うち客野さんが再審事件について、今井さんが刑事事件について、熊野が大衆的裁判闘争のすすめ方についての分科会に参加しました。再審分科会では名張毒ぶどう酒事件の弁護士、小林修弁護士がお話し、再審開始にこぎつけるには莫大な資金と労力と時間、そして試行錯誤が必要だったことがあらためて明らかになりました。刑事事件分科会では下高井戸放火事件の弁護士、今村核弁護士がお話し、真相はこうだったのではという「アナザー・ストーリー」を検討することも場合によっては必要との指摘もされました。大衆的裁判闘争の分科会では救援会中央本部の本藤修副会長がお話し、刑事・民事を問わず、「事実と道理」という観点から争点を明確にすること、そしてそれをわかりやすく伝える工夫が必要なことを、署名用紙やビラの作り方などの具体的な例をあげながら示しました。

分科会後は夕食懇親会、二日目は分科会の続きと全体会で、分科会の報告や決意表明をもって終了しました。

今回実感したのは、ゴビンダ事件はいろいろな意味でまだまだ若い、ということです。他事件支援者・弁護団の経験・蓄積から学ぶべきことがたくさんあります。それには、お互いに顔の見える関係を作り維持することが大事です。今後も参加することが望まれます。
(熊野)

事務局会議

次回は2005年6月14日(火)午後7時～9時 現代人文社：信濃町駅下車徒歩5分

* 隔月（偶数月）第2火曜日に事務局定例会議を行っています。会員のみなさま方の積極的なご参加をお待ちしています。

無実のゴビンダさんを支える会 事務局

東京都新宿区信濃町20 佐藤ビル201 現代人文社気付 留守電・FAX 0426-37-8566

e-mail: mainali@anet.ne.jp ホームページ <http://www.jca.apc.org/~grillo>